定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

東京都千代田区飯田橋四丁目一番五号

株式会社玄光社

代表取締役　川本　康

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

東京都千代田区飯田橋四丁目一番五号

株式会社サロンエージェンシー

代表取締役　川本　康

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

新潟県新潟市東区豊三丁目三番四八号

株式会社リリー

代表取締役　相場　一明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

長野県中野市大字金井一二四九番地一

株式会社湯本工務店

代表取締役　湯本誠一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

大阪府門真市寿町一五番一四号

門真サッシ工業株式会社

代表取締役　吉野高一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

福岡県久留米市御井旗崎一丁目三番四号

株式会社タイヨー設計

代表取締役　中尾　史朗

株式併合につき通知公告

当社は、株式五十二万八千株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年三月二十六日であり、同日における発行可能株式総数は五株となります。

令和八年三月二日

東京都千代田区鍛冶町二丁目二番二号

電機資材株式会社

代表取締役　元松　廣議

株式移転につき通知公告

当社は、一志グループホールディングス株式会社（住所京都市南区久世上久世町三五〇番地六〇二号）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

令和八年三月二日

京都府亀岡市西別院町柚原小原ケ谷一一番地の一

一志株式会社

代表取締役　常次　正弘

正　誤

令和七年五月二十六日（号外第百十五号）公布環境省令第十七号（排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一六ページ改正後表中業種その他区分及び許容限度の欄中二行目から三行目までは次のとおりの誤り。

ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	三〇
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	四〇

同ページ改正前表中業種その他区分及び許容限度の欄中二行目から三行目までは次のとおりの誤り。

ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	四〇
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	